

「在留外国人基本法(林私案)」を考える

－在留外国人1000万人時代の到来に備えよう！－

開倫塾

塾長 林 明夫

Q：在留外国人基本法・林私案とは何ですか。

A：(1)公益財産法人日本国際交流センター様では、「外国人材の受け入れに関する円卓会議」のメンバーによって2019年1月に策定された「在留外国人基本法要綱」をもとに、新たに「在留外国人基本法」に盛り込むべき内容を「新在留外国人基本法の要綱案」にまとめられました。

(2)僭越とは存じますが、一日も早い基本法の制定を願い、この「要綱案」をもとに、林明夫・個人の責任で、法案の形にまとめさせて頂いたのが、「在留外国人基本法(林私案)」です。

(3)また、僭越とは思いますが、林が個人の責任で、「要綱案」「章」「条」「見出し」などをつけ、文章の文末を法文の形に整えさせて頂きました。第二条の「在留外国人の定義」は「要綱案」の前文(説明文)を引用させて頂きました。また、「第14条、第5項、関係法令への委任」と「第7章費用」は他の基本法を参考に林が付記^{ふき}させて頂きました。ご了承ください。

「在留外国人基本法」(案)

林明夫

2025年8月16日

総則

<この法律の目的>

第一条

この法律は、在留外国人等の流入及び定住化が進む中で、日本国民と在留外国人等が相互に文化、人格、個性を尊重しあいながら、日本社会の一員として在留外国人等の人権が尊重される共生社会を構築する上で必要な基本理念を定めるとともに、経済、文化両面で活力ある社会を実現することを目的とする。

第二条

在留外国人等とは、日本に3か月を超えて居住する日本国籍を持たないもの、出生以外による日本国籍取得者とその子孫、両親いずれかが日本国籍以外である者とその子どもをいう。

第一章 国の責務

第三条

国は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う能力と可能性を有する存在である

との認識及び人口減少による将来社会の持続性の危機への理解に基づき、適正規模の外国人の受入れを進めるとともに、在留外国人等を日本社会に統合することにより、安心、安全で活力ある社会を実現することを基本理念として行なわなければならない。

第四条

- ① 国は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取り組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならない。
- ② なお、そのための対応は国及び地方公共団体、地域住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携のもとに総合的に行わなければならない。

第五条

すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、民族、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならない。

第六条

国は日本と在留外国人等の出身国との関係を尊重するとともに、関係省庁及び官民連携により出身国が日本と共に発展することに配慮しなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務

第七条

国は、この法律の基本理念に従い、その目的を達成するために、在留外国人等に関する施策を総合的に策定し、これを実施しなければならない。

第八条

国は、在留外国人等の出入国及び在留管理、処遇等に関連する他の法令の制定及び改正を行う場合は、この法律の目的及び基本理念に沿って行わなければならない。

第九条

国は在留外国人等の日本社会の統合の実現に向けた財源確保を図るとともに、地方公共団体に必要な財源を確保しなければならない。

第十条

地方公共団体は、都道府県並びに市町村における外国人の受入れと定着の推進にかかわる体制の整備と的確な施策の実施のための措置を講じなければならない。

第三章 事業者の責務

第十一条

在留外国人等を雇用する事業主は、国が実施する施策に協力するとともに、その雇用する在留外国人等の人権を尊重しながら、その有する職業能力を有効活用し向上させるための労働環境を整備し、日本語学習、職業訓練等の教育訓練の提供を含む適切な対応に努めなければならない。

第四章 日本国民及び在留外国人等の責務

第十二条

日本国民は、日本社会が持続的かつ健全な発展を遂げていく上で在留外国人等を社会の構成員として受入れることが重要であることをよく理解し、在留外国人等との協力、共生の推進に寄与するよう努めなければならない。

第十三条

在留外国人等は、日本社会の一員として安心、安全で活力ある地域社会の実現に向けて積極的に社会参加するよう努めなければならない。

第五章 在留外国人基本計画

第十四条

- ① 国は、在留外国人等の受入れにあたっては、地方公共団体及び事業者の主体的な関与を得ながら、その地域における在留外国人等の居住実態、就労実態等を把握して、在留外国人等の居住、就労並びに教育の環境が地域による格差が生じないように必要な措置をとることを基本方針とする。
- ② 就労、生活及び社会参画等のための施策の総合的かつ計画的な推進と成果目標を定めた進捗管理を適正に行うため、その基本方針とそれに基づく基本計画を 5年おきに策定しなければならない。
- ③ 都道府県及び市町村は、当該都道府県または市町村の実情に応じて、在留外国人等の就労、生活及び社会参画等についての計画を策定しなければならない。
- ④ 国は、基本方針及び基本計画の策定にあたっては、在留外国人等、事業主、NPO・NGO 等の関係者の意見を聞き、それを尊重するように努めなければならない。
- ⑤ 基本計画の実現にあたり、必要な事項については、法令で定めなければならない。

第六章 費用

第十五条

日本語教育に係る費用は、原則、国、地方自治体、受け入れ事業者、在留外国人本人の負担とする。

Q：最後に一言どうぞ。

A：今月も、先生方がお読みになれば、必ずお役に立つと思われる本を、僭越ながら紹介させていただきます。

(1)一冊目は、夏目漱石作「吾輩は猫である」岩波文庫、岩波書店、1990年4月16日刊です。

本書は漱石が18世紀イギリス文学研究のため2年のイギリス国費留学の学問的成果を、日本国民にわかりやすい口語日本語で発表した大作と考えます。最後までゆっくり一語一語精読するに値する日本近代文学の結晶です。是非、チャレンジしてください。

(2)二冊目は、下山進著「2050年のメディア」文春文庫、文芸春秋2023年4月5日刊です。公益財団法人文字・活字文化推進機構理事長で読売新聞社オーナーの山口寿一氏の一代記。DXやチャットGPT時代に必要な「読解力」や「批判的思考能力」をどのように育てたらよいか。教育関係者の必読書。

(3)三冊目は、ノーベル経済学賞受賞者アマルティア・セン著「開発なき成長の限界、現代インドの貧困・格差・社会的分断」明石書店刊です。特に第3章「基礎教育(読み、書き、計算)は何故必要か」は圧巻です。インドはもちろん、アフリカ54か国、日本の教育にも参考になります。なぜ、基礎教育(読み、書き、計算)が人々の潜在能力を引き伸ばす第一歩であるかがよくわかります。

(4)四冊目は、小説家、まりむられい先生の40冊目の最新作「最後の兵士―誰にも流されなかった小野田少尉―」KKロングセラーズ2025年7月28日刊です。4年間の綿密な取材に基づいた、まりむら先生の渾身のノンフィクション作品。戦後80年の2025年にふさわしい感動作品。小学生、中学生にもよくわかる、わかりやすい文章、流れるような名文ですので、一気に読み切れます。

(5)五冊目は、石坂洋二郎の戦前の名作「若い人」新潮文庫、新潮社2000年7月1日刊と、同著「青い山脈」新潮文庫、新潮社1952年11月1日刊です。戦前、戦後の中学校・高校の先生方の様子がよくわかる名作です。

(6)六冊目は、遠藤周作著「イエス・キリスト」新潮社1983年11月1日刊です。「日本人の私ができるイエスの生涯。このイエスならば自分にも信じられる。このイエスなら自分のそばにいつもいると思うことができる」(作者のことば)。寄り添うとは何かがよくわかります。是非御一読を。

2025年9月6日記

プロフィール

- ・開倫塾 塾長
- ・開倫塾日本語学校 理事長・校長
- ・一般社団法人栃木県生産性本部 会長
- ・足利商工会議所 議員
- ・日本商工会議所労働専門委員会・多様な人材活躍専門委員会 委員
- ・公益財団法人文字・活字文化推進機構 評議員